

横浜市交通安全協会自転車会規程

制 定 平成27年12月8日

(設 置)

第1条 一般財団法人横浜市交通安全協会（以下「協会」という。）内に、横浜市交通安全協会自転車会（以下「この会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 この会は、自転車の交通安全を推進して交通事故を防止し、自転車の安全利用の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員に対する自転車の交通安全に関する各種講習会・研修会の実施
- (2) 会員に対する自転車の交通安全に関する各種講習会・研修会等の情報及び参加機会の提供
- (3) 会員に対する自転車の交通安全に関する広報啓発
- (4) 自転車保険への加入促進及び会員に対する団体自転車保険の提供
- (5) 自転車の交通安全を推進する事業の実施
- (6) 自転車の安全利用教育（講習会・研修会等）の実施
- (7) 交通事故相談・交通事故被害者支援に関する情報提供
- (8) その他この会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 この会の構成員は、会の目的に賛同する個人とする。

(会員の資格)

第5条 会員の資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 横浜市内在住、在勤、在学又は横浜市内で自転車を利用する（利用を予定する場合を含む。以下同じ。）者
- (2) 横浜市内で自転車を利用する未成年者を持つ保護者
- (3) 横浜市内で自転車を利用する親族等がいる者
- (4) その他会員として会長が認める者

(入 会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込を行い、入会の承認及び登録を受けることにより

会員となることができる。

(年会費)

第7条 会員は、年会費30円を指定された期限までに納めなければならない。

(役員)

第8条 この会に理事を置く。

2 理事は、協会の理事をもって充てる。

3 この会に会長、副会長、専務理事及び監事を置き、それぞれ協会の会長、副会長、専務理事及び監事をもって充てる。

4 会長、副会長、専務理事及び監事の任期は、それぞれ協会の会長、副会長、専務理事及び監事の任期とする。

(役員職務及び権限)

第9条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理する。

3 専務理事は、この会の業務を分担執行する。

4 監事は、会長、副会長及び専務理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(理事会)

第10条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

(1) この規程の改廃

(2) この会の事業計画、収支予算及び決算

(3) この会の解散

(4) その他この会の運営に関する重要な事項

3 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 理事会には、監事が出席するものとする。

(理事会の議長)

第11条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(理事会の決議)

第12条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合は、全理事及び監事の同意により、書面表決の方法により決議することができる。この場合において、当該提案につき理事の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、専務理事及び監事1名は、前項の議事録に記名押印する。

(事業報告及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て理事会の承認を得なければならない。

- 2 第1項に掲げる事業報告書並びに収支決算書及び第9条第4項に掲げる監査報告については、協会のホームページにより会員に公開するものとする。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会員資格の喪失)

第16条 会員が定められた会費を期限内に支払わないときは、会員資格を喪失することとする。

(事務局)

第17条 この会の事務は、総務部総務課が行う。

(委 任)

第18条 この規程に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。